

固定資産税（償却資産）申告の手引き

田 村 市



市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年賦課期日（1 月 1 日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、この申告の手引きをお読みいただき、同封の申告書に必要事項を記載の上、期限内に申告いただきますようお願いいたします。

申告期限 1 月 3 1 日

《 目 次 》

1. 償却資産とは

- (1) 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 償却資産の種類と具体例・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 建築設備における家屋と償却資産・・・・・・・・ 2

2. 償却資産の申告について

- (1) 申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 提出していただく書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 申告書の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 実地調査のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 不申告、虚偽の申告をされた場合・・・・・・・・ 5

3. 国税と固定資産税（償却資産）の比較・・・・・・・・ 5

4. 償却資産の評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

減価残存率表・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

5. 課税標準、免税点、税率、税額、納期・・・・・・・・ 7

6. 償却資産申告書 記入例

- (1) 償却資産申告書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例・・・・ 9
- (3) 種類別明細書（減少資産用）の記入例・・・・・・・・ 9

問合せ先・提出先

〒963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

福島県田村市役所 市民部税務課 資産税係

電話0247-81-2119

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートなどを貸し付けている方や農業等をされている方が、その事業を営むために所有している構築物・機械・器具・備品等を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税の対象資産となります（固定資産税は、土地、家屋、償却資産の三つを評価して税額を算出します）。

また、償却資産は土地及び家屋以外の**事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による**所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの**のうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含む）をいいます（地方税法第341条第4号）。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		対象となる主な償却資産の具体例
第1種	構 築 物	駐車場の路面舗装、門・塀、フェンス、緑化施設、広告塔、側溝、ネット設備、外構工事等
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、駐車設備、屋外給排水・ガス引込設備、独立した浄化槽・貯水槽等
第2種	機械及び装置	工作機械、製造機械設備、印刷機械、自動車整備業用設備、飲食店業用設備、農業用設備、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備、クリーニング設備、太陽光発電設備等 ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車
第3種	船 舶	漁船、モータボート、釣船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	除雪作業車、構内運搬車、大型特殊自動車（ナンバーが00～09、000～099及び90～99、900～999の区分によるもの）に該当するフォークリフト、クレーン車等 ※自動車税・軽自動車税の課税対象を除く。
第6種	工具、器具及び備品	自動販売機、事務机・ロッカー・キャビネット(金属製)、パソコン、コピー機、応接セット、テレビ、レジスター、冷蔵庫・洗濯機、立看板、金庫、冷暖房機器、理美容機器、衣装、楽器、書籍、消火器、切削工具、ロール、測定工具等
		※建築設備に附属する備品のうち、償却資産の申告対象となるもの 電話機・電話交換機、デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備、アンプ・スピーカー・マイクロホン、ネオンサイン、電気時計、陳列棚、カーテン、ブラインド等

(3) 業種別の主な償却資産

業種	対象となる主な償却資産の具体例
共通	路面舗装、門、塀、広告設備、基礎のない物置、受変電・自家用発電設備、中央監視装置、屋外給排水ガス設備、そで看板、内装（テナントが施工したもの）、立て看板、壁掛型ルームエアコン等
一般事業（事務所）	ロッカー、キャビネット、パソコン、コピー機、応接セット、金庫、LAN設備等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型フォークリフト、発電機、砕石機等
製造業	受変電設備、蓄電設備、各種製造用機械設備等
不動産賃貸（アパート等）駐車場	駐車場舗装（アスファルト）、擁壁、緑化施設等の外構工事、街路灯、自転車置場、駐車場用機械設備、消火器、集合郵便受け、その他屋外の設備等
小売業・飲食店	レジスター、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、テーブル、イス、カウンター、自動販売機、陳列ケース、陳列棚等
理容・美容業	理美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、テレビ、レジスター、アインポール、消毒殺菌機等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、モーター、ミシン等
ホテル・旅館業	ベッド、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、自動販売機、電話交換設備等
ガソリン給油業	地下タンク、ガソリン計量器、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、構内舗装等
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、オイルクリーナー、コンデンサー、万力、グラインダー、ドリル、塗装設備、各種工具等
医療・薬局業	陳列ケース、ベッド、薬品戸棚、エックス線装置、厨房設備、心電計、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、光学検査機器、保育器、顕微鏡、冷蔵庫等
農業・畜産業	サイロ、ビニールハウス、乾燥機、草刈機、搾乳機、田植機（軽自動車税の課税客体を除く。）、代掻きハロー等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ボウリング場設備、ゴルフ練習場設備等

※税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含められない建築設備や外構工事は、償却資産の申告対象となります。

(4) 建築設備における家屋と償却資産

自己所有家屋の建築設備は、固定資産税の取扱い上、次の表のとおり家屋と償却資産に区分して評価しています。償却資産となるものは、容易に取り外して移動できるもの、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産のため又は業務用の設備等が該当します。また、税務会計上、家屋と一括して減価償却していても、家屋の評価に含まれないものは償却資産として申告が必要となります。下表に記載されていない建築設備や区分が困難なものがある場合については、お問い合わせください。

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。このうち、独立した機器としての性格が強いもの、特定の

生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

なお、家屋の所有者と異なる方（賃借人等）が附加施工した内装や建築設備については、償却資産として取り扱います。

家屋と償却資産の区分表

設備の種類	設備の内訳	償却資産となるもの（家屋評価に含まれないもの）	家屋の評価に含まれるもの
電気設備	受変電設備	設備一式（キュービクル等）	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電設備	
	中央監視制御装置	装置一式	
	電灯照明設備	屋外の照明設備	屋内の照明設備
	電力引き込み設備	屋外の設備	
	動力配線設備	特定の生産のため又は業務用の設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管等
	拡声装置	マイク、スピーカー、アンプ等	配線、配管等
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置類	配線、配管等
	火災報知設備	屋外の設備	屋内の設備
給排水設備	水源	井戸	
	給排水設備	屋外の給排水管等	
		家屋から独立して設置された給水塔	家屋の屋上等に設置された給水槽
給湯設備	居所式給湯設備	湯沸器、事業用ボイラー、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、補助釜槽（ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備、ユニットバス等用の給湯器、床暖房等
	中央式給湯設備		
ガス設備		屋外の配管等	屋内の配管等
衛生設備			設備一式
換気設備			設備一式
避雷設備		家屋から独立して設置された設備	家屋と一体となって設置された設備
空調設備		壁掛型のルームエアコン等（取り外しが容易なもの）	家屋と一体となって設置された設備
消火設備		消火器、ホース、ノズル、屋外の消火栓	屋内の消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等
その他の特殊設備		機械式立体駐車場（装置）、簡易可動間仕切、文字看板、そで看板、広告塔、カーテン、ブラインド、避難器具、集合郵便受、夜間金庫、特殊配管、外構工事	エレベーター、エスカレーター、ダムウエーター、自動扉、窓拭き用ゴンドラ

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

会社や個人で工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートの貸し付けや農業など、事業をおこなっている方で、毎年1月1日現在において、償却資産を所有している方です。

その方は毎年1月31日までに、償却資産が所在する市町村に固定資産税（償却資産）の申告をしなければなりません。

(2) 提出していただく書類

以下2枚複写となっています。「提出用」1枚目のみ提出してください。

※収受した控えが必要な場合は①のみ2枚とも提出してください。

①償却資産申告書（償却資産課税台帳）【提出用1部提出】

内容を確認のうえ、必要事項を記入してください。

※増減がない場合でも申告は必要です。備考欄に「増減なし」と記入してください。

※廃止・解散・休業等の事由がある場合や、前年中に住所・氏名等が変更された場合は変更月日及び旧住所、旧氏名等を備考欄に記入してください。

②種類別明細書（増加資産・全資産用）【提出用1部提出】

1月2日～翌年1月1日の間に増加のあった資産又は全資産を申告してください。

中古で購入した場合⇒実際に中古品として購入した取得月日と取得価格

（増加事由欄「2」（中古品取得）に○を記入。）

移動受け入れの場合⇒新品で購入したときの取得月日と取得価格

（増加事由欄「3」（移動による受け入れ）に○を記入。）

③種類別明細書（減少資産用）【提出用1部提出】

1月2日～翌年1月1日の間に減少のあった資産について申告してください。

※抹消コード欄には、「償却資産所有者別明細書」から該当する資産の資産コードを転記してください。

※廃棄、売却、移転等により存在しなくなった資産が減少資産となるため、耐用年数を経過した資産は減少資産には含めません。

(3) 申告書の提出方法

① 窓口持参の場合 本庁舎1階税務課、各行政局の窓口

② 郵送の場合 田村市役所 税務課資産税係

〒963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添76-2

※申告書（控）に受付印が必要な方は、必ず切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

③ 電子申告の場合 インターネットを利用した固定資産税（償却資産）の電子申告（地方税ポータルシステム・エルタックス）でも申告を受け付けます。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。
<http://www.eltax.jp/>

（４）実地調査のお願い

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、決算書や帳簿類を閲覧させていただき実地調査を行う場合があります。調査の際には、ご協力をお願いいたします。

（５）不申告、虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合や虚偽の申告をした場合には過料、罰金等が科されることがあります。

3. 国税と固定資産税（償却資産）の比較

国税（所得税・法人税）と固定資産税（償却資産）の主な取扱いの比較は、次の表のとおりです。

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却の計算期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は定率法、定額法の選択制度	評価基準上の定率法（国税上の旧定率法）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
租税特別措置法の適用（特別償却・割増償却制度等）	認められます	認められません
増加償却（所得税法・法人税法）	認められます	認められます
評価額の最低限度（国税は償却可能限度額）	備忘価額 1 円	取得価額の 5 %
改良費	原価区分評価	区分評価

4. 償却資産の評価方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにして、資産一品毎に次の計算式により算出します。

◎評価額の算出方法

前年中に取得したもの・・・取得価額×減価残存率（1－減価率／2）＝評価額

前年よりも前に取得したもの・・・前年の評価額×減価残存率（1－減価率）＝評価額

《減価残存率表》

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1－減価率／2	1－減価率			1－減価率／2	1－減価率
2	0.684	0.658	0.316	2 1	0.104	0.948	0.896
3	0.536	0.732	0.464	2 2	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	2 3	0.095	0.952	0.905
5	0.369	0.815	0.631	2 4	0.092	0.954	0.908
6	0.319	0.840	0.681	2 5	0.088	0.956	0.912
7	0.280	0.860	0.720	2 6	0.085	0.957	0.915
8	0.250	0.875	0.750	2 7	0.082	0.959	0.918
9	0.226	0.887	0.774	2 8	0.079	0.960	0.921
1 0	0.206	0.897	0.794	2 9	0.076	0.962	0.924
1 1	0.189	0.905	0.811	3 0	0.074	0.963	0.926
1 2	0.175	0.912	0.825	3 1	0.072	0.964	0.928
1 3	0.162	0.919	0.838	3 2	0.069	0.965	0.931
1 4	0.152	0.924	0.848	3 3	0.067	0.966	0.933
1 5	0.142	0.929	0.858	3 4	0.066	0.967	0.934
1 6	0.134	0.933	0.866	3 5	0.064	0.968	0.936
1 7	0.127	0.936	0.873	3 6	0.062	0.969	0.938
1 8	0.120	0.940	0.880	3 7	0.060	0.970	0.940
1 9	0.114	0.943	0.886	3 8	0.059	0.970	0.941
2 0	0.109	0.945	0.891	3 9	0.057	0.971	0.943

5. 課税標準、免税点、税率、税額、納期

(1) 課税標準

賦課期日（1月1日）現在の評価額が課税標準となります。ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

(2) 免税点

課税標準の合計額（以下「課税標準額」という。）が150万円未満の場合は課税されません。なお、免税となるかどうかは、一つの区の区域（資産の所在する区）ごとに判定します。

(3) 税率

税率は1.4/100です。

(4) 税額

課税標準額（1,000円未満切り捨て）に、税率を乗じた額（100円未満切り捨て）が税額となります。

$$\boxed{\text{課税標準額（1,000円未満切り捨て）}} \times \boxed{\text{税率（1.4/100）}} = \boxed{\text{税額（100円未満切り捨て）}}$$

(5) 納期

税額を5月、7月、12月、2月の4回に分けて納めていただくことになっています。（具体的な納期は、納税通知書によりご確認くださいこととなります。）

また、過年度において申告すべきであった資産について、遡って課税となった場合の納期は、1回となります。